

刑法學會

刑法學會、第五回總會は、本年四月二十五日および二十六日の二日にわたり慶應義塾大學で開催され、次のような研究報告ならびに公開講演が行われた。研究報告の参加者は約六〇名くらいであつた。公開講演會は四〇〇名くらいあつたかと思われる。各報告ならび講演要旨は次の通りである。

研究報告(一) 違法性の意識について 神戸大學 福田 平

違法性の意識をあきらかにしつゝ、特に義務違反の意識の可塑性を責任の規範的要素と認め、これを故意の構成要素として把握するエム・エー・マイエルの所説を検討し、續いて違法性の意識をもつて責任の本質的徴表として把握するパウエル・メルケル等の見解に對し多大の同感を持つ。

研究報告(二) Parricidium と Roman 刑法——刑法史のこ
ま 九州大學 莊子邦雄
助教授

ローマ法におけるパルクディウム特に奴隷殺害について次のように説明した。すなわち、奴隷殺害は器物損壊として取り扱われたものであるが、後期には、勞働力のない老奴隷を殺害することは、たとえそれが自己の所有する奴隷に對するものであつても、殺人罪を構成するものとされた。また、奴隷が他人を害する罪を犯した場合には、主人には、その犯罪による被害を

賠償することによつて奴隷を自分の自由にするか、被害者に委付することによつて賠償を免れるかの二つの道があり、いずれを採るかは、全く主人の任意であつた。主人が他から危害を加えられそうになつたときは、奴隷はこれを防衛の義務があり、怠れば、殺人罪の共犯に問われる。

研究報告(三) プロローベーションの中心課題

最高裁判所刑事局(判事) 佐藤昌彦 筆者假譯 一 試験的保護釋

プロローベーション(Probation) — 筆者假譯 — 試験的保護釋放)の中心課題の二つは、その対象者の將來の行動についての豫測が可能であるか否かにある。プロローベーションの期間中についても、反社會行動の起らないことが豫想されるばかりでなく、その期間中に社會適應力が十分獲得される見込がなければ、プロローベーションに付することはできない。このような豫測は、アメリカでの實績から、統計的に見て可能である。プロローベーションにより社會復歸の成功した群と不成功に終つた群とを比較し、それぞれから多數の精神的、身體的、社會的等の因子を抜き出してみると、この豫測は可能であると考えられる。

研究報告(四) プロローベーションにおける判決前調査

東京地方裁判所 八王子支部判事 矢崎憲正

プロローベーション制度を採用するとすれば、當然、判決前において被告人の身上調査を詳細に行わなければならないが、これを裁判所の機關になさしめるべきか、執行機關たる法務府系

學會の動き

統のたとえば犯罪者更生保護委員會のようなものに行わしめるべきかを考えてみると、ことごらの性質上、それは當然裁判所の機關たよれば裁判所調査官をしてなさしめるべきものであると思う。この點法務府當局と裁判所當局とは考え方が違つているので、それぞれ独自の所見に基づいて立案中である。なお、この意見に續けて、判決前調査のアメリカにおける實例としてノース・カロライナ州東部地區合衆國裁判所の一例について説明した。

研究報告(五) 保護觀察の實際

中央更生保護委員會 少年部長(檢事) 池田浩三

昭和二四年下半年以後同二六年末までを半年ずつに區切つて統計してみると、保護觀察の件数は、漸次増加の一途をたどり、二六年下半年半箇年には七七、一八七名を算している。二三歳未満者(少年と略稱する)と二三歳以上の者(成人と略稱する)とを比較してみると、この二年半の期間中に、成人の方は一割強しか増加していないが、少年の方は一割以上の増加を來している。毎年下半年に多いのは、假釋放が下半年に多いため、保護觀察の対象者が自然増加しているのである。注目すべきことは、少年について家庭裁判所の決定により、成績良好を理由とする保護觀察の解除を受ける者の割合は、次第に減少の傾向にあり、二四年下半年六五%あつたものが二六年下半年には、もはや三七%に減少してしまつてい

公開講演(一) 二三の回顧と展望

東京大學 名譽教授 牧野英一

過去四〇年間にわたる刑法學者としての自分の生活は、教育刑運動をもつて貫かれて来た。世界の學界はそういう方向に向つて進んで来たことはあきらかであるのに、わが國の刑法學界は自分の主張に對しては、はなはだ冷淡である。昭和二二年の刑法改正の行われるにあつては、刑政の目的の教育にあることを刑法第一條に高く掲げたいと思つて、當時、法制審議會において、自分は熱心に主張したのであつたが、他の委員諸子の顧るところとならず、わずかに、來るべき刑法の全面的改正に際して考慮せられるための留保條項として残されたに過ぎなかつた。將來は文化的・科學的な刑法の展開のために、若い同學の諸君の努力を望みたい。

公開講演(二) 犯罪と責任

一橋大學教授 植松 正

經驗科學的に犯罪現象を見るかぎり、犯罪現象は遺傳と環境とに因果的に決定されていることは、前世紀末以來の犯罪學諸分野における研究の成果に徴しあきらかである。しかし、刑事責任の問題は、單なる經驗科學的事實の問題ではない。經驗科學的には意志決定論を是認しつつも、規範として定立せられるべきものである。窮極においては意志の決定されている自由人ばかりの集團を規律する規範としての刑法には、責任の公準 (Postulat) としての自由意志 (これは他のいかなる名づけてもよら) を考え、それを出發點として責任を論ずべきである。(植松 正)

執筆者紹介

田 中 和 夫	一橋大學教授
吾 妻 光 俊	一橋大學教授
並 木 俊 守	東京經濟大學講師・辯護士
山 村 忠 平	東京經濟大學助教授
長 谷 川 正 安	名古屋大學助教授
桑 原 輝 路	一橋大學特別研究生
吉 永 榮 助	一橋大學教授
藤 沼 謙 一	一橋大學講師
市 原 昌 三 郎	一橋大學講師
佐 藤 和 男	一橋大學特別研究生
久 保 岩 太 郎	一橋大學教授
植 田 捷 雄	一橋大學講師
植 松 正	一橋大學教授

五月號 (大塚氏紹介論文) 正誤表	誤	正
頁 行		
四七	右五	頁, pp. 頁 307 pp.
五六	右七	のこゝと のこゝと